

一般財団法人秋田県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明業務料金規程

(趣旨)

第1条 本規定は、別に定める「一般財団法人秋田県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務要領」(以下、「業務要領」という。)に基づき、一般財団法人秋田県建築住宅センター(以下、「センター」という。)が実施する新築住宅に係る現金取得者向け新築対象住宅証明業務料金について、必要な事項を定める。

(料金)

第2条 業務要領に規定する現金取得者向け新築対象住宅証明業務の料金は、申請一件につき、次に掲げる額とする。

1 一戸建て住宅又は店舗等併用住宅(住宅部分の床面積が非住宅部分(店舗・事務所等)の床面積より多い場合に限る)

証明基準	区 分	料金(税込) (単位:円)
省エネルギー性	(1) 設計住宅性能評価書等を取得し、証明基準に適合している住宅 ※1	4,400
	(2) (1) 以外 の住宅 外皮計算等による基準(UA値計算、 η 値計算)又は建築主判断基準の審査が必要なもの ※2	30,800
耐久性・可変性	(1) 設計住宅性能評価書等を取得し、証明基準に適合している住宅 ※1	4,400
	(2) (1) 以外の住宅	18,700
耐震性	(1) 設計住宅性能評価書等を取得し、証明基準に適合している住宅 ※1	5,500
	(2) (1) 以外の住宅	23,100
バリアフリー性	(1) 設計住宅性能評価書等を取得し、証明基準に適合している住宅 ※1	4,400
	(2) (1) 以外の住宅	18,700

※1 「設計住宅性能評価書等」とは、センターが発行した次の各号に該当する書類をいう。

- ① 設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書
- ② 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
- ③ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ④ 住宅性能証明書
- ⑤ その他、基準に適合していることが分かる証明書等

※2 「建築主判断基準」とは、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及びと特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第7号）及び経過措置期間中の従前の同告示を含む。）をいう。

- 2 共同住宅、連続建て、重ね建て及び第1号以外の店舗等併用住宅の料金は、証明基準の種類、建築物の延べ床面積等を勘案して、別途見積りとする。
- 3 証明基準が耐震性の場合、免震建築物又は限界体力計算等の特別な計算方法による場合の料金は、別途見積りとする。
- 4 申請中の計画変更による再申請及び証明書交付後の計画変更による申請料金は、変更の内容を勘案して、別途見積りとする。
- 5 現金取得者向け新築対象住宅証明書を再発行する場合の料金は、1回の依頼で1住戸につき3,300円（消費税込）とする。

（附則） この規程は、平成26年3月1日より施行する。
この改定規程は、平成27年2月9日より施行する。
この改定規程は、平成27年4月1日より施行する。
この改定規程は、令和3年4月1日より施行する。